



利益相反管理基本方針

当社は、お客様との取引に関して、お客様の利益が不当に害されることのないよう、下記の通り、利益相反のおそれがある取引を管理し、適正に業務を遂行します。

- (1) 当社は、適切に利益相反管理を行うため、独立した利益相反管理の統括部署及び利益相反管理責任者を設置し、適切な利益相反管理を実施します。
- (2) 当社は、利益相反の状況が生じる可能性がある取引をあらかじめ以下の類型に基づいて特定し管理します。
 - ① お客様と当社の利益が対立又は当社のお客様間での利益が対立する取引
 - ② お客様と当社が競合又は当社のお客様間で競合する取引
 - ③ 当社がお客様より取得した情報を不適切に利用する取引
- (3) 利益相反取引の特性に応じ、次に掲げる方法を選択し、又は組み合わせることにより、適切に利益相反管理を行います。
 - ① 利益相反を発生させる可能性のある部門を分離することにより管理する方法
 - ② 利益相反のおそれがある取引の一方又は双方の取引の条件又は取引の方法を変更する方法
 - ③ 利益相反のおそれがある取引を中止する方法
 - ④ 利益相反のおそれがあることを顧客に開示する方法により管理する方法
 - ⑤ 情報を共有する者を監視する方法により管理する方法
- (4) 以下の親会社グループ内を利益相反管理の対象とします。
 - ① 株式会社九州フィナンシャルグループ
 - ② 株式会社肥後銀行
 - ③ 株式会社鹿児島銀行
 - ④ 肥銀リース株式会社
 - ⑤ 肥銀カード株式会社
 - ⑥ 株式会社肥銀コンピュータサービス
 - ⑦ 肥銀キャピタル株式会社
 - ⑧ 鹿児島リース株式会社
 - ⑨ 株式会社鹿児島カード
 - ⑩ 株式会社九州経済研究所
 - ⑪ かぎん代理店株式会社